

群馬県優良県産品推奨審査会規程

(目的)

第1条 この規定は、群馬県優良県産品推奨要綱第6条の規定に基づき群馬県優良県産品推奨審査会（以下「審査会」という。）の組織、運営、審査基準及びその他必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審査会の職務は、次の各号のとおりとする。

- 一 推奨品の審査に関すること。
- 二 その他推奨品に関し必要な事項

(審査基準)

第3条 前条第1号の審査は、次の各号に掲げる事項に基づき行う。

- 一 食品表示法及びその他関係法令に適合するものであること
- 二 品質、価格、意匠、包装及び生産量等が適正であること
- 三 推奨品としてふさわしいものであること

(組織)

第4条 審査会は、会長1名、副会長1名、委員若干名をもって組織する。

- 2 会長は観光魅力創出課長、副会長は観光魅力創出課次長をもって充てる。
- 3 委員は、県産品に関し学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とする。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、審査会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(審査会の開催)

第6条 審査会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、審査案件が少なく、審査会を開催する必要がないと認める場合は、審査会に替えて、審査案件を持ち回りの方法により審査に付することができる。

(再審査)

第7条 審査会において第3条の審査基準を満たさないとされたものについては、その指摘事項の改善が諮られたものについて1回に限り、別に再審

査を受け付けるものとする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、戦略セールス局観光魅力創出課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営についての必要な事項は会長が定める。

附 則

この規定は、昭和54年12月27日から施行する。

附 則

この規定は、平成3年12月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成6年5月23日から施行する。

附 則

この規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。